

該逃亡犯罪人引渡條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 本條例ニ於テ締約國ト稱スルハ既ニ帝國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シ若クハ今後締結スル外國ヲ謂フ

引渡犯罪ト稱スルハ外國ト締結シタル犯罪人引渡條約ニ掲クル犯罪ヲ謂フ

逃亡犯罪人ト稱スルハ締約國ノ管轄内ニ於テ犯シタル引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ク若クハ有罪ノ宣告ヲ受ケタル帝國臣民外ノ人ニシテ帝國ノ管轄内ニ逃避シタル者又ハ逃避シタルノ嫌疑若クハ逃避セントスルノ嫌疑アル者ヲ謂フ但左ノ場合ニ於テハ帝國臣民ヲ包含ス

一 帝國ト請求國トノ犯罪人引渡條約ニ交互其臣民ノ引渡ヲ爲スヘキ條款アルトキ

二 犯罪人引渡條約ニ交互ノ任意ヲ以テ其臣民ノ引渡請求ニ應スルコトアルヘキ旨ノ條款アリ且請求國ニ於テ同様ノ場合ニハ自國ノ臣民ヲ引渡スヘキ旨ヲ申出テタルトキ

第三條 締約國ヨリ逃亡犯罪人ノ引渡請求アリ之カ引渡ノ目的ヲ以テ其手續ヲ爲ストキハ本條例ニ定ムル所ノ條款ニ據ルヘキモノトス

第三條 左ノ場合ニ於テハ逃亡犯罪人ヲ引渡スコトヲ得ス

一 引渡ノ請求ニ係ル者ノ所犯政事上ノ犯罪ナルトキ

二 引渡ノ請求ハ實際政事上ノ犯罪ニ付審問シ若クハ處刑セントスルノ目的ニ出タル旨ヲ本人ニ於テ證明シタルトキ

第四條 逃亡犯罪人其引渡請求ニ係ル犯罪外ノ事件ニ付帝國內ニ於テ告訴告發ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキハ無罪又ハ刑期滿限若クハ其他ノ事由ニ因リ釋放セラレタル後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトスコトヲ得ス

第五條 帝國ト外國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シタルトキハ逃亡犯罪人ノ犯時其締約以前ニ係ルアリモ該締約國ノ請求ニ應シ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ

第六條 引渡犯罪ニ付帝國裁判所ニ於テ締約國裁判所ト均シク裁判權ヲ有スト雖モ若シ司法大臣ノ意見ニ於テ其審判ヲ便ナラシメンカ爲メ逃亡犯罪人ノ引渡ヲ可トスルトキハ之ヲ引渡スコトアルヘシ

第七條 本條例ニ據リ發シタル總テノ逮捕狀ハ帝國內何シノ地ニ於テモ效力アルモノトス

第八條 一逃亡犯罪人ヲ二國以上ノ締約國ヨリ各其國ニ於テ犯シタル罪ノ爲メ引渡請求ヲ爲シタルトキハ最初請求ヲ爲シタル國ニ之ヲ引渡スヘシ但其請求ヲ爲シタル締約國間ニ特別ノ約束若干クハ協議アル場合ハ此限ニ在ラス

第九條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一名若クハ二名以上ノ上席檢事ニ命シ逃亡犯罪人ヲ假ニ逮捕スル爲メ附錄第一號書式ニ依リ假逮捕狀ヲ發セシムルコトヲ得

外務大臣ハ締約國ヨリ相當ノ順序ヲ經由シ書面又ハ電信ヲ以テ逃亡犯罪人ヲ逮捕スル爲メ既ニ逮捕狀ヲ發シタルコトノ通知ト其引渡ハ正式ニ依リ請求スヘキ旨ノ保證トニ接シタル後ニ限り本條ノ請求ヲ爲スヘシ

第十條 假逮捕狀ニ據リ逃亡犯罪人ヲ逮捕シタル場合ニ於テ二月ヲ過キサル相當ノ期限内ニ其引渡ノ請求ナキトキハ之ヲ釋放スヘシ但此場合ニ於テ逮捕シタル者ヲ釋放スルモノ再ヒ之ヲ逮捕シ及引渡スコトヲ妨ケサルモノトス

假逮捕狀ニ據リ逮捕シタル者ノ引渡請求アリタルトキハ更ニ附錄第二號書式ノ逮捕狀ヲ發シ假逮捕狀ト交換スヘシ

第十一條 第九條ニ定メタル例外ノ場合ヲ除クノ外ハ引渡請求ヲ爲シタル國トノ條約ニ定メタル相當ノ順序ヲ經由シ左ノ書類ヲ添ヘ引渡ノ請求アリタル後ニアラサレハ何人ヲモ引渡ノ目的ヲ以テ逮捕スルコトヲ得ス

一 告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告ヲ爲シタル國ノ相當官吏ニ於テ發シタリ

ト認メ得ヘキ逮捕狀ノ公寫及該逮捕狀ヲ發スルノ根據ト爲リタル口供書若クハ陳述書ノ公寫ニ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告ヲ爲シタル裁判所ノ證印アル宣告書ノ寫

第十二條 外務大臣引渡請求書ニ接シ犯罪人引渡條約ノ條款ニ適合シタルト思量スルトキハ該請求書ニ其關係書類ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ送付スヘシ

司法大臣本條ノ請求ニ接シ妥當ノ事由アル請求ト思量スルトキハ逃亡犯罪人ノ所在又ハ其到着スヘシト認ムル地ノ上席檢事ニ命シ逮捕狀ヲ發セシムヘシ

第十三條 上席檢事前條ニ掲タル司法大臣ノ命令ニ接シタルトキハ附錄第二號書式ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ

第十四條 請求ニ係ル逃亡犯罪人ヲ逮捕シ若クハ假逮捕シタルトキハ其逮捕狀ヲ發シタル上席檢事又ハ之ヲ逮捕シタル地ノ上席檢事ニ引渡スヘシ

上席檢事ハ逃亡犯罪人逮捕ノ願求ヲ直ニ司法大臣ニ具申スヘシ

司法大臣上席檢事ノ具申ニ接シタルトキ引渡請求書アレハ其寫及附屬書類ヲ遠ニ該檢事ニ送付スヘシ但被告入ヲ釋放スヘキノ命令ヲ發スルトキハ此手續ヲ爲スニ及ハス

第十五條 告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人遠ナキコト及引渡請求書ニ附屬セル書類ノ確實公正ナルコトヲ認定スヘシ但上席檢事該書類ノミニテハ證據不

充分ナリト認ムルトキハ仍ホ被告人ノ犯罪ニ對スル證據ヲ取ルコトヲ得

右ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人遠ナキコト及其引渡ヲ請求シタルコトヲ締約國ノ相當裁判所ニ於テ宣告ヲ爲シタルノ確實ナルコトヲ認定スヘシ

第十六條 上席檢事被告入ノ訊問ヲ終了シタルトキハ訊問書ニ其處分方ニ關スル意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ具申スヘシ但上席檢事ハ之ト共ニ引渡請求書寫及附屬書類ヲ返却スヘシ

司法大臣該檢事ノ具申ニ接シタルトキハ附錄第三號書式ニ依リ引渡狀ヲ發スルカ又ハ逮捕シタル者ヲ釋放スヘシ

第十七條 逃亡犯罪人ハ逮捕狀ニ據リ逮捕セラレタル後二月以上留置セラルコトナカルヘシ

第十八條 司法大臣ハ左ノ場合ニ限り引渡書ヲ發スルコトヲ得

一 引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ若シ其告訴告發ヲ受ケタル罪ヲ帝國內ニ於テ犯シタルモノトセハ帝國ノ法律ニ據リ被告人ヲ審判ニ付スルニ充分ナル犯罪ノ證據アリト認メタルトキ

二 有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ相當裁判所ニ於テ其宣告ヲ爲シタルコトヲ認メタルトキ

第十九條 明席裁判ニ由リ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其引渡ヲ請求シタル締約國トノ間ニ特別ノ約款アルニ非サレハ本條例ニ於テハ之ヲ告訴告發ヲ受ケタル者ト爲シ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ト認メス

第二十條 逮捕シタル者ヲ釋放シ又ハ其引渡ノ爲シ引渡狀ヲ發シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其理由ノ暦記ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ニ返付スヘシ

二
三

第二十一條 引渡状ヲ發シタル後何人ナモ一月以上留置スルコトヲ得ス但此期限内ニ之ヲ帝國外ニ引取ラサルトキハ請求國相當官吏ニ於テ正當ノ事由ヲ示スニアラサレハ釋放スヘン

第二十二條 逃亡犯罪人ヲ引渡ストキハ其逮捕ノ際差押ヘタル本人ノ携帶品ハ正當ノ理由アルニアラサレハ其引渡ノ節本人ト共ニ悉ク之ヲ交付スヘシ

第二十三條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一外國ヨリ他ノ外國ニ引渡シタル者ノ帝國內海陸ノ通行ヲ認可スルコトヲ得

本條ノ請求ハ引渡ヲ受ケヘキ國ノ政府ヨリ引渡状ノ公寫ヲ添ヘ相當ノ順序ヲ經由シタル照會書ヲ外務大臣ニ於テ受領シタルトキニ限ル但帝國ト請求國トノ間ニ特別ノ約款ナキトキハ該照會書ノ外仍ホ請求國ノ政府ニ於テ之ト同一ノ場合即チ第三國ヨリ帝國ニ逃亡犯罪人ヲ引渡シタル場合ニ該請求國內海陸ノ通行ヲ均シク認可スヘキ保證ヲ爲シタルトキニ限ル
(附錄書式略之)

清國竝朝鮮國駐在領事裁判規則 (明治二十一年十月勅令第七十一號)

朕清國竝朝鮮國駐在領事裁判規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

清國竝朝鮮國駐在領事裁判規則

第一條 清國竝朝鮮國駐在ノ日本帝國領事ハ其管轄内ニ在ル日本人民ニ對スル民事訴訟及ヒ公訴私訴ニシテ「治安裁判所遠賛罪裁判所始審裁判所輕罪裁判所」ノ權限ニ屬スルモノナ審判スルノ權ヲ有ス但「治安裁判所遠賛罪裁判所」ノ權限ニ屬スル訴件ニ付領事ノ爲シタル裁判ハ終審ノ裁

判ナリトス

第二條 諸審裁判ノ職務ハ領事之ヲ行ヒ檢察官ノ職務ハ副領事警察官若クハ領事館書記生之ヲ行フ

第三條 裁判所書記ノ職務ハ領事館書記生若クハ其他ノ館員之ヲ行フ

第四條 輕罪ニ付テハ豫審ヲ爲ササルモノトス

第五條 重罪ニ關スル豫審ノ手續及ヒ豫審終結ノ言渡ニ付故障ヲ爲スコヘサ許サス但豫審終結ノ言渡ニ對シテハ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第六條 「治罪法」ニ定ムル忌避同避ノ規則ハ之ヲ適用セス

第七條 民事訴訟及ヒ公訴私訴ノ裁判ニ對スル控訴ハ長崎控訴院重罪ニ係ル公判ハ長崎「重罪裁判所」ノ管轄トス

第八條 民事訴訟及私訴ノ裁判ニ對スル控訴上告ハ本人若クハ「代言人」ノ出廷ヲ要セス書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得禁錮ノ言渡ヲ除クノ外公訴ノ裁判ニ對スル控訴モ亦同シ

第九條 此規則ニ於テ領事ト稱スルハ該領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ有シタル副領事又ハ其代理人

代理ヲ云フ

監獄則 (明治二十二年七月勅令第十九號)

朕監獄則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

監獄則

朕監獄則ノ改正

第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス

- 一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 假留監 徒刑流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス
- 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘置監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス

- 五 留置場 刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テヘ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得
- 六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及精神者ヲ懲治スル所トス

第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス

第三條 集治監及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其他ノ監獄ハ監視總監北海道廳長官府縣知事（東京府ヲ除ク）之ヲ管理ス（明治二十八年勅令第百號ナ以テ集治監ノ下割註ヲ削ル）

第四條 内務大臣ハ隨時監獄巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ

監視總監北海道廳長官府縣知事（東京府ヲ除ク）ハ毎年少クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ
裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘置監ヲ巡視スヘシ

檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

第五條 府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡見スルコトヲ得

第六條 新ニ入監スル者アルトキヘ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ查閱シテ之ヲ領シ其領收證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムヘシ

コトナ得ス

第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキヘ其齡滿三歳ニ至ル迄之夫許ス

第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點検シテ之ヲ領収スヘシ

第九條 水火風災等非常ノ變災ニ際シ監獄闇内ニ避災ノ手段ナシト考定スルトキヘ典獄ヘ其狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治入刑等被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシムヘシ若シ押送スルノ迄ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放ニ遭ヒタル者ハ其時ヨリ二十四時以内ニ監署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ツヘシ

第十條 満期ノ者ヲ釋放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

第十一條 囚人ハ各罪實ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齢ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

- 一 滿十二歳以上十六歳未滿ノ者
- 二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者
- 三 滿二十歳以上ノ者
- 四 滿二十歳以上二十歳未滿再犯ノ者
- 五 二十歳以上再犯ノ者

第十二條 懲治人ハ左ノ年齢ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

- 一 滿八歳以上十六歳未滿ノ者
- 二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者
- 三 滿二十歳以上ノ者

第十三條 刑事被告人ハ各罪實ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齢ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

- 一 满二十歳以上十六歳未満ノ者
二 满十六歳以上二十歳未満ノ者
三 满二十歳以上ノ者

第十四條 地方監獄均置監獄場ノ一區畫内ニ在ルモノハ牆壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘン
第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ設隔スヘシ

第十六條 四人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男ト女トヲ分チ時宜ニ依リ戒具ヲ用フニトナ得但懲治人ニハ戒具ヲ用レス
第十七條 定役ニ服スヘキ囚人ノ作業ハ毎囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ課程ヲ定メテ服役セシムヘン但課程ノ標準ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免ス
一月一日二日 元始祭
孝明天皇祭 紀元節
春季皇靈祭 神武天皇祭
秋季皇靈祭 神嘗祭
天長節 新嘗祭

十二月三十一日

父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

第十九條 無定役囚ニシテ監獄園内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント臨フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス刑事被告人モ亦之ニ準スルコトナ得

第二十條 懲治人ニハ毎日五時以内農業若クハ工藝ヲ教ヘ力作セシムヘン

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ隔離シ尙ホ定役囚無定役囚懲治人ノ役場ハ各別ニ之ヲ設ケ其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區別スヘシ

第二十二條 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ經レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其三分輕罪囚ニハ其四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス

無定役囚懲治人及刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六ヲ與ヘ其餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス定役ニ服スル囚人ニシテ課程外ノ作業ヲ爲ス時ノ工錢セ又之ニ準ス

第二十三條 前條ニ依リ作業者ニ與フヘキ工錢ハ典獄之ヲ領収スヘシ
第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監獄ニ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄懲治ノ用ニ充シ刑死者死亡者ノ領収貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

第二十五條 囚人及懲治人監署ニ領置ノ貨物ヲ以タ其父母妻子ノ扶助及正當ノ費用ニ充シト論フトキハ典獄其事情ヲ取札シテ之ヲ許可スヘシ
刑事被告人ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘシ

第二十六條 囚人及懲治人ノ衣服臥具ハ之ヲ貸與ス但拘留囚ハ白衣ヲ著スルコトナ得
第二十七條 刑事被告人ノ衣服ハ越テ自辨トシ臥具ハ之ヲ貸與ス若シ臥具ヲ自辨セント論フ者アルトキハ之ヲ許ス赤貧ニシテ衣類ヲ自辨スルコト能ヘサル者ニハ之ヲ貸與ス

第二十八條 囚人及懲治人一人一日ノ食糧

一下白米ハ十分ノ四麥十分ノ六

七合乃至八合

最モ堅き作業ニ服スル者

マ

一 同
一 同
一 同
一 菜
金一錢以下
五合乃至六合
四合
三合
十歳未滿ノ幼者
作業ニ服スル者
作業ニ服セサル者

地方ノ便宜ニ依リ黒桺垂幕ノ類ヲ以テ夢ニ代用スルコトヲ得又夢聚魂委等ニ芝シキ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ下白米ノノミヲ給スルコトヲ得

第二十九條 定役ニ服スル男囚ノ髪ハ常ニ之ヲ短薙シ鬚髭ハ常ニ剃除セシム

第三十條 因人及懲治人ニハ教誨師ナシテ改過遷善ノ道ヲ講セシム

第三十一條 囚人十六歳未滿ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内讀書習字算術ヲ教フヘシ

第三十二條 囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看シ下詣フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限リ之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ總テ之ヲ許ス但領置外ノ書籍ハ當該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論説ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

第三十三條 囚人其親屬故茲ニ書信ヲ贈ルハ一箇月ニ一次懲治人ハ一箇月ニ二次トシ共ニ一通ニ過ケルコトヲ得ス但官司ノ訊問等ニ由テ書信ヲ要スルトキ又ハ親屬故茲ニ回答セント請ヒ典獄ニ於テ之ヲ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス

第三十四條

囚人及懲治人ノ發スル信書又ハ外人ヨリ送リ來ル信書ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閱テ經ヘキモノトス

第三十五條 四人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許ス

ヘシ但典獄ニ於テ形跡ノ疑フヘキコトアリト認ムルトキハ之ヲ許ササルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ旨渡チ受ケタル者ハ裁判官アル迄辯護人ヲ除クノ外其現在地ノ裁判所長ノ允許ヲ受ヘク密室監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受クヘシ

第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

第三十七條 囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルトキハ典獄看守長醫師ノ立會テ以テ之ヲ檢視シテ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ其遺骸ハ親屬若クハ故茵ノ之ヲ請フ者ニ下付ス但死亡後二十四時以内ニ在テ其下付ヲ請フ者無キトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木榜ヲ立ツヘシ

刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五分時ヲ過キサレハ其遺骸ヲ絞架ヨリ解下シ之レヲ埋葬シ若クハ下付スルコトヲ許サス

第三十八條 刑事被告人ニ其親屬故茲ヨリ書類書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許ス但書類書籍ハ當該裁判官ノ檢閱ヲ受クヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ他物ニ於テモ亦同シ

新聞紙及時事ノ論説ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス

第三十九條 囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣ニ於テ許可シタルモノヲ除クノ外差入ヲ許サス但書籍ハ第三十二條ニ記載シタル制限ニ從フ
第四十條 囚人獄則ヲ遵守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ
賞譽セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫著セシムヘン
賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコトヲ得

第四十一條 賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應シテ優遇ヲ爲スヘシ

第四十二條 囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一 屏禁 罪後他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間座作ノ役ヲ課ス

二 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ塗湯二品ノ外茶ヲ與ヘス

三 開室 開室ニ入レ一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ塗湯二品ノ外茶ヲ與ヘス仍ボ臥具ヲ禁ス

屏禁ハ二月以内減食ハ一週日以内開室ハ五晝夜以内トス

第四十三條 囚人十六歳未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一 獨慎 夜一室ニ獨居セシム

二 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨慎ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス

第四十四條 減食若クハ開室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキテ

證シテ後之ヲ行フヘシ其處罰中ハ醫師ヲシテ毎日之ヲ觀察セシメ醫師ニ於テ身體ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

第四十五條 無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄金獄具ヲ毀壊シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ一年以上五年以下ノ其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一月以上一年以下兩脚又ハ一脚ニ

鉢ヲ施シ仍ボ鐵丸ヲ屬シタル鍛索ヲ其狀ニ貫キ腰間ニ綆帶セシメ鍛索ノ所ニ下健ス其監房ニ在アルモ盡間ハ仍ボ之ヲ施スモノトス

若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

鐵丸ノ量ハ二百目以上一貫目以下トシ被罰者ノ體力ニ應シテ之ヲ施ス丸ハ索尾ニ屬シ地上ヲ轉ハスモノトス若シ外役ニ服スルトキハ鐵丸ヲ除キ二人聯綿ノ法ニ從フ

第四十六條 施鉢中ノ者病ニ罹リ醫師ノ診斷ニ依リ鉢ノ解除ヲ必要トスルトキハ一時之ヲ解除スルコトヲ得但解除中過經セシ日數ハ施鉢期限ニ算入ス

第四十七條 賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一箇又ハ數箇ヲ選擇スルコトアルヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 免幽閉ヲ受ケタル流刑ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘置スルコトヲ得

第五十條 四人懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ對シ苦情ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡廻ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

第五十一條 此規範ヲ施行スル方法細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第五十二條 此規則ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ適用セサルモノトス

監獄則施行細則 (明治二十二年七月内務省令第八號)

監獄則施行細則左ノ通相定ム

第一章 規程

第一條 此細則ニ於テ在監入ト稱スルハ囚人懲治人及刑事被告人ヲ云フ

第二條 新ニ入監スル者アルトキハ先ツ之ニ番號ヲ付シ一小房内ニ於テ通身ヲ検査シアリテ名籍ニ其要項ヲ詳説シ仍ホ房内掲示ノ事項ヲ説示スヘシ

第三條 各監房内ニハ在監入ノ遵守スヘキ事項ヲ掲示シ教訓ヲ施シ易カラシムヘシ其事項左ノ如シ

- 一 在監入ハ互ニ和順ヲ主トシ常ニ教令ヲ謹守スヘシ
- 一 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎テ容止ヲ正フスヘシ (刑事被告人ヲ拘禁スル監房ニハ此項ヲ除ク)
- 一 每期常用ノ諸器具ヲ清潔ニシ之ヲ排列シテ點検ヲ受ケ及席壁廁圖等ヲ掃除スヘシ
- 一 窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ヘ唾ハキ及貯水ヲ濫用スヘカラス
- 一 房外ニ出タル時ハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ憚リニ交談スヘカラス
- 一 夜間ハ最モ鎮靜ヲ主トシ覗話發聲又ハ憚リニ起步スヘカラス但晝間ト雖放歌喧嘩又ハ高聲

ニ 読讀シ及隣房へ通聲交談スヘカラス

- 一 許可ヲ得サル品物ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ争ヒ若クハ賭博類似ノ遊戯ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヘカラス
- 一 服役中其作業ニ關セサル他事ヲ談話シ及服役セサル時間タリトモ部外ノ役場ニ至ルヘカラス
- 一 許可ヲ得スシテ物件ヲ受授貸借スヘカラス

一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ニ通聲スヘシ

- 一 病者アルトキハ同房ノ者共ハ分保シ看病入タル者ヘ切實ニ之ヲ看護スヘシ
- 一 領置ノ貨物ハ其名數ヲ領冊ニ記載シ典獄之ニ證印スヘシ
- 一 領置物品中保存ニ堪ヘ難キ者ハ本人ヘ告知ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得
- 第六條 入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ亦第四條第五條ノ例ニ依ル
- 第七條 越テ官房ニ入ルル物品ハ典獄之ヲ點檢シ其危險ノ處アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ
- 第八條 入監後出房セシメタル者ニ對シテハ還房ノ際通身ノ検査ヲ爲スヘシ
- 第九條 通身ノ検査ハ一人完之ヲ爲シ他人チシテ見セシムヘカラス但役場教誨堂運動場及浴室等ヨリ一時多人數ヲ還房セシムル場合ハ此限ニ在ラス
- 第十條 男子ノ検身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ
- 第十一條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘシ但看守長ノ巡視ハ一晝夜三回以上タ

ルヘシ

第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ等守受持場ヲ定メ晝夜絶ヘス之ヲ巡警セシムヘシ

第十三條 典獄ハ看守長及看守女監取締ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ錄セシムヘシ但押送途中ニ在テハ押送官吏之ヲ錄シテ典獄ニ差出スヘシ

第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員數ヲ點檢シ毎日一回以上監房ヲ検査スヘシ

第十五條 囚人及懲治人ノ放免期日ハ入監後典獄直ニ之ヲ調査シテ名籍簿ニ記入シテ仍本人に告知スヘシ

第十六條 囚人及懲治人ニシテ釋放スヘキ者アルトキハ典獄名籍簿ニ照シテ其氏名等ヲ問紀シ釋放スル旨ヲ旨渡スヘシ刑事被告人ニシテ放免保釋及責付スヘキ者アルトキモ亦同シ

第十七條 領置ノ貨物ヲ下付スルトキハ典獄其名數ヲ領置簿ニ照シテ其目ナ記シ受取人チシテ證印セシムヘシ

第十八條 刑事被告人ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通聲スルコトヲ得サラシメ裁判所又ハ他監ニ引致ノトキモ同行セシムルコトヲ得ス

第十九條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ宣告書其他必要ノ文書及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ

第二十條 在監人押送ノ際送致スル貨物ハ典獄ニ於テ目録ヲ作リ其貨物並ニ目録ハ押送官吏ナシテ保管セシムヘシ田金錢ハ破綻ノ憂ナキ様嚴縛シ之ニ封印ヲ捺スヘシ

第二十一條 特赦アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ中報シ所屬長官ハ内務大臣ニ中報

スヘシ

第二十二條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監禁署ニ達シタル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ爲スヘシ

假出獄ノ申渡ヲ受ケタル者ニハ典獄其證票ヲ與テ最近ノ監禁署へ譲送スヘシ

第二十三條 特赦免幽閉假出獄ヲ申渡シ又ハ監禁署ヲ授與スルハ別ニ定ムル方式ニ依ル但實表ハ免役日若クハ日曜日ニ於テ之ヲ與フヘシ

第二十四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限り居住セシメ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

已ムナ得サル事故アリテ一時限外ニ出シコトヲ請フトキハ典獄其事由ヲ取締シテ許可スルコトアルヘシ

第二十五條 免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄ニ於テ直ニ其刑ヲ執行スヘシ

第二十六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚セシムト請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取締シテ許可スヘシ

第二十七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上現ニ之ヲ管轄スル所ノ典獄ニ假出獄ノ停止ヲ旨渡シ證票ヲ取上ケ其旨ヲ所屬長官ニ中報シ所屬長官ハ内務大臣ニ申報スヘシ

甲地ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者ヲ乙地ニ於テ停止シタルトキハ乙地典獄ヨリ其取上タル證票ヲ甲地典獄ニ送致シテ其旨ヲ通知スヘシ

刑罰法附屬法

前項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ集治監ニ入ルヘキ者ヲ除クノ外其地監獄ニ拘禁シ前刑後刑トモ乙地ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第二十八條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者アルトキハ他ノ者ト別異シ一房ニ一名ヲ拘禁シテ特ニ戒護ヲ嚴ニスヘシ

第二十九條 死刑ノ執行ハ午前十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ議ランムヘシ

第三十條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ之ニ前後ヲ付シ一人宛執行シ其間他ノ受刑者ナシテ刑場ニ入ラシムヘカラズ

第三十一條 死刑ハ受刑者白衣著用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ開扉スルコトヲ得ス但在監入ノ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第三十三條 囚人ノ監房ニハ疊ヲ數クコトヲ得ス但病室及拘留囚ノ監房ハ此限ニ在ラス

第三十四條 密室ハ拘置監ニ設クヘシ

閨室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セサラシムルヲ要ス

密室及閨室ハ一室一人ヲ限トス

第三十五條 拘見室ハ監舎ノ首部ニ設クヘシ

第三十六條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ塙壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

第三十七條 各監房ノ輪匙ハ彼此適用ヘキ為メ其製式ヲ同クスヘシ

第三十八條 監房ノ輪匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ

第三十九條 監守所ニハ閨室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報スルノ用ニ供スヘシ

第四十條 監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ

第四十一條 燈火ハ監房外ニ置キ在監人之ニ觸ルルノ虞ナカラシムヘシ

第二章 役法及時限

第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルトキハ典獄醫師ナシテ其身體ヲ診視セシメテ強弱ヲ分チ就業簿ニ記入シ其就役スヘキ業名ヲ指定スヘシ

第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ脊米瓦工煉化石工石工碎石鍛冶工油絞工耕耘木挽工抄紙工木工柄工織工炊事掃除ノ内ヲ撰ムヘシ

女囚ノ作業ハ紡績裁縫機織洗濯ノ内ヲ撰ムヘン

右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得ヘシ

第四十四條 男囚ハ碎石開墾採礦土方石工耕耘運搬若クハ監獄ノ用ニ限り獄外ノ役ニ服セシムルコトヲ得其外役ニ服セシムルトキハ鍛鍊ノ鎧ヲ用テ二囚毎ニ聯綿シ晴雨ヲ問ハス笠ヲ用テ其面ヲ掩ハシムヘシ

外役ノ囚徒ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看守一人押丁二人以上ヲシテ之ヲ監セシム但島地ニシテ逃走ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ此割合ヲ變更スルコトヲ得

第四十五條 定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三分之經過シタルトキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在ル所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ナ得ヘキト認ムルモノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者ハ此限ニ在ラス

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシメ雖キトキト雖他ノ作業

ニ就ケ休役セシムヘカラス

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ師田二回之ヲ検査スヘシ

第四十八條 每日因人チシテ作業ニ就カシムルニ際シ悉ク之ヲ監房外ニ整列セシメ看守長及看守

支監室 緑點枕テナシヘシ還房セシムルトキモ亦同シ
第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寝ニ至ル迄ノ動作時間ハ別表ニ之ヲ

サル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其時限ヲ伸縮スルコトナ得
第五十條 起床退房就役罷役就寝其他ノ勤止ヲ命スルハ當若クヘ斥ナシテ一晩ニ勤ニシ

シム

第三章 工錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時間トニ應シ一日若干ト定ムヘシ

第五十二條 免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使役スルトキハ科程外ノ工
役ヲ與フヘシ

第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ毎月ノ首ニ於テ其前月ノ總計金額ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 紿與
第五十四條 因人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類並ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ヘ及赤色ニ

筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ是衣號役服ハ短衣トシ女服ハ魏テ長衣トス

第五十五條　因人ノ罪歎ハ無色懲治人及刑事被告人ノ浦頭ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合
著セシムルコトヲ得ス

卷之三

ルトキハ之ヲ貸與ス

第五十七條 在監人衣服之外襍及酒器二八白布

第五十八條 在監八二百與スル衣類御具在ノ如シ
通常服

給單衣

卷之二

紹入

就役服

一 · —

拾 真 衣

卷之三

股引 福祥

婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ袋與スルコトヲ得

卷之二

- 一 箍筵
- 一 木枕
- 一 帶(長三尺)
- 一 罩(長三尺)
- 一 手巾
- 一 笠
- 一 袜
- 一 履物

以上ノ食與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ游潤補綴シテ其用ニ充ルコトナ得此他草鞋用紙ハ之ヲ付與ス

極寒ノ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ足袋ヲ食與スルコトナ得

第五十九條 病者ニ食與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ聞ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スルコトナ得

第六十條 病者ノ食量ハ醫師ノ診断ニ依テ之ヲ増減スヘシ

第六十一條 病者ノ攝養ニ效アル飲食物又ハ温チ取ル湯婆等ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師ナシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許可スルコトアルヘシ

第六十二條 四人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ領フニ足ルヘキ工錢ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ領置シタル工錢ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得但其種類分量ハ典獄豫メ制限ヲ設クヘシ

第六十三條 工錢ヲ以テ食物ヲ購給スルハ一月十回以下ニシテ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但其

賄給代ハ領置工錢ノ半額ヲ過クヘカラス

第六十四條 食用器具左ノ如シ

- 一 木椀
- 一 筷
- 一 飯器
- 第六十五條 監房常置ノ器具左ノ如シ
 - 一 賄水器又ニ飲器 木製
 - 一 睡壺 木製又ハ竹製
 - 一 便器 (木製大小二種但監房ニ廁園ノ接續ヘルモニハ此器ヲ用セス)
 - 一 小簞 草ノ種類ヲ用テ製作セシ軟ナルモノ
 - 一 流手盆 木製

第五章衛生及死亡

第六十六條 監獄ハ常ニ清掃シ不潔ナラシムサルヲ要ス

監獄内ノ廁園竈ニ便器ヘ座敷ヲ定メテ掃除シ常ニ清潔ナラシムヘシ

第六十七條 病者ノ居室身體衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ爲スヘシ

第六十八條 刑事被告人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時以内監房外ニ於テ運動ヲ許ス

第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種質ニ依リ時時熱湯ヲ用ヒテ之ヲ游ヒ又ハ大氣ニ晒シ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第七十條 入浴ノ定期ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一

六以上トス

第七十一条 刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ髪髮ハ不潔ナラサル様梳理之シムヘ
アシ但髪髮ヲ剃刈セントキヲ請フ者アルトキハ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十二条 姿ヲ短髪セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ置タヘシ

第七十三条 刑事被告人ノ親屬故苦ヨリ淋濯ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ
典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘキモノトス

第七十四条 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ慎密ニスヘシ若シ在監人中傳染病者アシトキハ
直ニ離隔室ニ移シ其消毒ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬長官ニ報告シ且其旨
ヲ市町村長及警察署ニ通知スヘシ

第七十五条 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及遞給ヲ停止スルコトヲ得

第七十六条 傳染病流行地ナ發シ若クハ其地方ヲ經過シタル者新ニ入監スルトキハ一週日以上ノ
者ト離隔シ其携有スル物品ハ消毒ヨ行フヘシ

第七十七条 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ
其刑罪被告人死亡シ又ハ因入及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ其裁
判所ニ申報スヘシ

第七十八条 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診察ニ據リ病症及其因由並ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍
簿ニ記載スヘシ若シ變死シタルトキハ醫師ノ検察ニ據リ死亡ノ因由及其年月日場所死状等ヲ名
籍簿ニ詳記スヘシ

第七十九條 死者ノ親屬石クハ其遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其者ヲシテ簿冊ニ署名捺印セシム

ヘン

監署ニ於テ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上ニ面三寸長三尺五寸ニ過キサル氏名標
ヲ建ツヘシ

第八十条 在監人ノ遺骸ハ假葬シタル後ト雖下付ヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

第八十一条 在監人死亡シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬ニ下付ス刑死者ノ貨物モ亦同シ
其財產遺物ニ在テ物品ヲ送付スルニ入賃ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ遞送スルコトヲ
得但遞送費ハ親屬ノ自辨トス

第八十二条 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇年ニ至ルモ引取人ナキトキハ更ニ合葬
スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其墓標ニ石ヲ用フヘシ

第六章 書信及接見

第八十三条 在監人ヨリ發スル書信ハ書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封緘遞送スルモノトス但郵便税
ヲ以テ支辨スヘシ

第八十四条 官司ノ訊問ニ由テ證言ヲ要スルニ當リ郵便税ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄發
テ以テ支辨スヘシ

第八十五条 信書ヲ檢閱スルハ先ツ直行讀讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ横讀シ不正不良ノ文意アルヤ否
ヲ詳查スヘシ

第八十六条 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄其氏名身分住所職業及縁由ヲ詳悉シタル
上之ヲ許スモノトス

接見ノ時間ハ三十分時ヲ過クルヲ得ス但死刑ノ執行以前及集治監又ハ假留監ニ押送以前ニ係ル

囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スコトヲ得
接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ専ニノ言題ニ

通スルノ形跡アルトキム之ヲ停止スヘシ
接見ノ際ハ全體ハ男子ニシテ、女子ニシテ

第八十七條
辯護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事實ヲ盡シ難キトキニ限り訊問所ニ於テ

病囚トノ接見ハ危篤ノ際ニ限り病室ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第七章 差入品

第十九條 刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食物ハ酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊煮ヲ要セリルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ル

第九十條 總テ差入品ハ署守長立會署守ニ於テ之ヲ検査シ煙氣酒氣又ハ包藏物其他通謀ノ媒介トナルモノナキヤ否ヲ精検スヘシ但飲食物ノ検査ニヘシ而チノアモナシ

第九十一條 檢査ノ爲メ解縫シタル衣類臥具アルトキハ監獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スヘシ
第九十二條 免幽閉ヲ受ケタル者親屬放蔭ヨリ金錢支取実具申シテ

ニ申告セシムヘシ
ノヨリモトハ等ノ皆賄ヲ受ケタルトキハ其旨典獄

第九十三條 教誨ハ免役日又ハ日曜日午後又ハ平日罷役後又ハ休役間ニ於テ之テ行フヘシ
第九十四條 免役日及日曜日教誨ハ教誨堂ニ於テノリハ之同

除教誨免役日及

第九章

第九十五條 蓋獄則ニ依リ貯壓セシ者ニ與フル貯炭ニハ曲尺方ニオノ淺葱色ノ布チ用ヒ貯壓セシ

第九十六條 実斐ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲ス也ノトス

第五十九條 本定規外の衣類新身ノ成ルベシ良品ヲ貰取ス
二 諸信ハ一箇月ニ二通ニ次之ヲ爲スコトヲ許ス

三
ノ者ノ勞役四ノニ分ニ外ムシルニ即アシヘシ
四
賞表ニ箇以上チ有スル者ニハ仍木作業ノ勞勵稍輕キモノチ課シ且飯米ノ割合チ十分ノ五ニ

五 貸表三箇以上ヲ有スル者ニハ仍未將來生計ノ爲メ作業ノ變換ヲ請入シムルコトヲ得
增加ノ

六 質表一箇ナ得タル者ニハ監獄則第一十八條ニ定メタル外榮ナ一週ニ一同其二箇ナ得タル者ニハ二回三箇以上ナ得タル者ニハ三回増給ス但其價ハ同一錢ナ過クルコトナ得ス

ナガナセ條 囚人及懲治人在ニ撮ケタル所爲アルト
サ得但貰斐チ與フルノ限ニ在ラス

二 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルト
人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ

三 監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ
第九十八條 刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルトキハ之ヲ錄シテ所屬長官ニ申報シ仍本當該裁判

官之参考ニ供スヘシ

第十章 懲罰

第九十九條 減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシ

第一百條 懲罰ヲ受ケタル者ノ居房ハ其罰期終ルモ仍ホ懲罰ヲ受ケサル者ト別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルコトヲ得

第一百一條 犯則者ニシテ罪未タ發覺セサル前ニ於テ司獄官吏ニ自首シタルトキハ其懲罰ヲ全免又ハ減輕スルコトヲ得

數犯俱發シタルトキハ一ノ重キニ從ヒ處罰スヘシ

第一百二條 懲罰ニ處セラレタル者裁判事件ニテ出廷スルトキハ當日ニ限リ其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

第一百三條 兩脚ニ鉄ヲ施ス者改悛ノ狀顯ハレ其施鉄期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ鉄ヲ免除スルコトヲ得

第一百四條 鉄ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其ハ鉄期限ノ四分ノ三分之經過シタルトキハ假ニ其鉄ヲ免除スルコトヲ得

第一百五條 之假ニ鉄ヲ免除シタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施鉄期ニ算入スヘシ

第一百六條 懲罰ニ處シタル者アルトキハ典獄若クハ看守長時時其勤靜ヲ觀察シ教誨師ナシテ之ヲ聞ヘシムヘシ

附 則

此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戸長之ニ當ルヘシ
(在監人動作時間表略也)

發兌元

東京日本橋區
本町三丁目

博

文

館

版權

明治三十年十一月八日印
明治三十年十一月十一日發行
明治卅一年四月廿五日增訂發行第三版
明治卅一年九月三日增訂印刷
明治卅一年九月三日發行第四版

定價金七拾錢

編纂者 博文館編輯局

發行者 東京日本橋區本町三丁目八番地
大橋新太郎

印刷者 東京麹町區內幸町一丁目五番地
多田三彌

印 刷 所 東京麹町區內幸町一丁目五番地
惠愛堂

博文館編輯局編纂

增訂再版

新撰帝國法典

全臺冊總ク日本洋裝
紙數千七百九拾餘頁
正價金八拾錢
郵稅拾四錢

明治初年より明治三十一年五月に至る緊令要則は、羅して洩らさず、收めて

本書の中には在り、其排列の整正せる、索ぬる所の法規は、搜索一過直に之を搜出するを得べく、校正嚴密

全篇通じて一の誤を認めず、製本小形、携帶に便に、披閱に煩ならず。紙質良好、裝釘堅牢、價格低廉なる、他に其比を見ざるなり。

民法修正案理由書

全部貳卷洋裝美本
紙數萬版千三百廿頁
正價壹冊金六拾錢
郵稅壹冊拾貳錢

上卷 民法修正案 (正條) (上卷) 民法施行法案、法例修正案、國籍法案、不動產登記
下卷 商法修正案 (正條) (下卷) 民法施行法案、競賣法案、供託法案、選舉法案、增稅諸法案、印紙稅法案

合本特製 (背皮金字入洋裝) 正價金壹圓五拾錢

小 (十里迄七百里迄廿四錢) 大 (百里迄廿四錢)

本書は法典調査會の記述に依りて、帝國議會を通じて民法修正案及び法例を始める。不動產登記法案等諸法案の起草若くば修正の理由を説明した二篇は、何等の修正も受くることなくして兩院を通過し、即ち新法に於ける官撰の一大解釋書たり。而して吾人に最も重要切實の關係を有する民法親族篇及相續篇に實施せらるゝに至りたれば、右の理由書は併せて又現行民法の理由書たるに至れり。世に理由書多しと雖、立法者自述の理由書の如く尊重すべきはあらざるなり。法の義理に通じ、立法の精神を捉へて其底謹に漏れざらんとするの士は、坐右に一本を欠くべからざるなり。

市岡正一君編纂

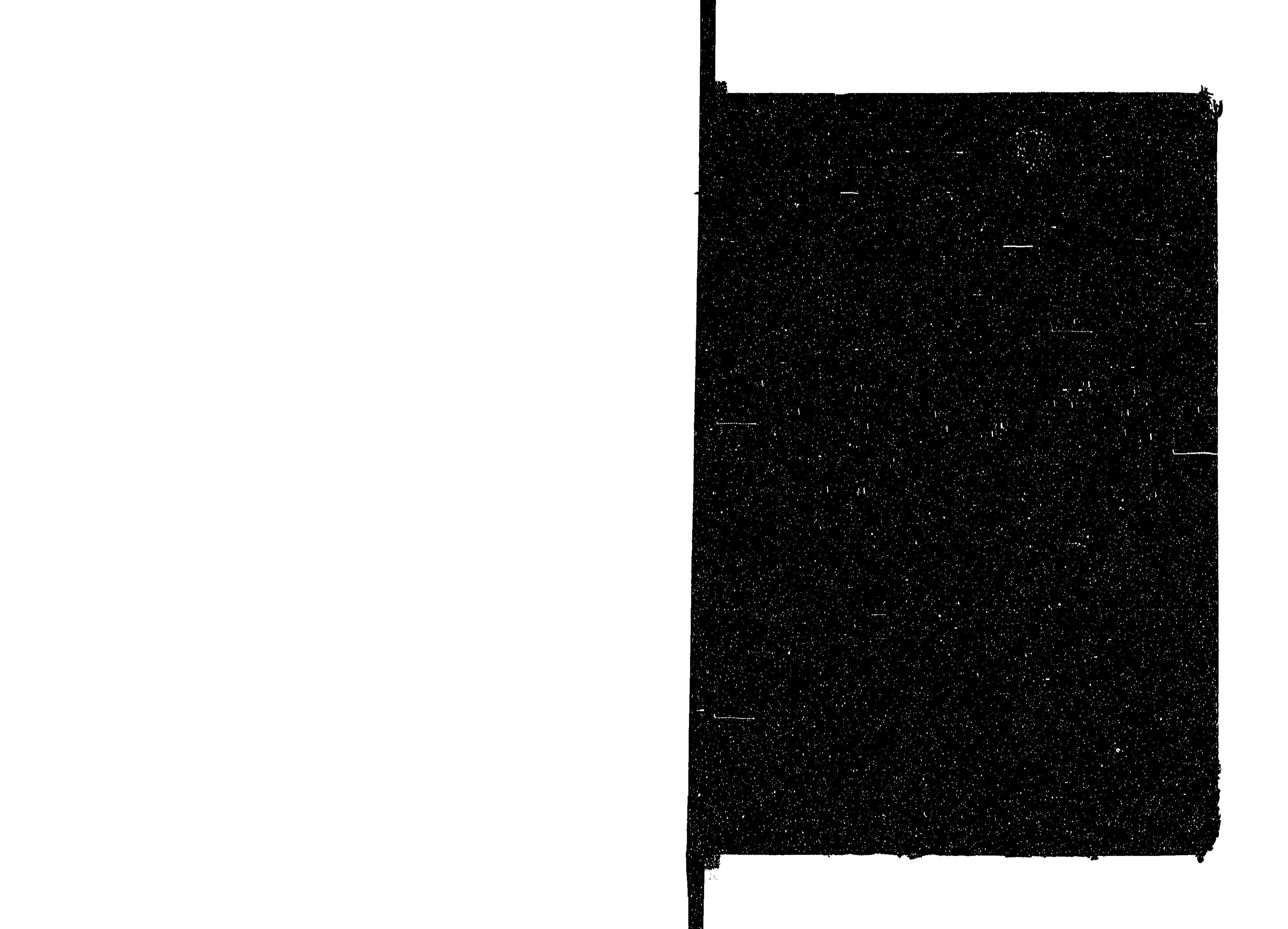
市町村事務取扱全書

全登冊津製薬別
紙數六百五拾頁
正價金八拾錢
郵稅拾貳錢

本書編纂の体裁は、先づ、**市町村制の成文**等を掲げ、毎條附する之理由、附錄、備考等の數種、**理由**目を以てし、就中、**行政裁判例**、**問答**、**参考**、**記註**、**文の意義**を擇し、事務執行の順序等を説明し、**行政裁判例**、**之部には、行政法衙開廳以來の判決例中、本制に關するもの**を援引し、原被陳述法官の説明等を掲げて、之を明瞭にし、**問答**、**之部には、本條に關する疑問**を掲げて、其實例を示し、**参考**

之部には、他の法令を引て、本條の餘意を補ひ、**附錄**、**式及諸規則等を附記し、本書全体の各條章中彼是照應すべき要件を掲げて、参考に供す。凡そ市町村の事務に從ふ者は勿論、苟も公民として市町村の權利義務に關する者は、座右歛く可らざるの良書なり。**

71
393



031060-003-6

CZ-5-0169

帝国六法全書

博文館

4版

M30-43

BBC-0641



株電子式複写

7
393

